

地域防犯カメラ 設置の手引き



令和 3 年
京田辺市 安心まちづくり室

目 次

1. 地域防犯カメラの設置について	• • • • • P2
2. 地域防犯カメラ設置の流れ	• • • • • P2
(1) 地域防犯カメラの設置に向けた準備	
(2) 地域防犯カメラ設置場所の許可手続き	
(3) 地域防犯カメラ・表示看板等を設置する	
3. 地域防犯カメラの維持・管理	• • • • • P7
(1) 地域防犯カメラ・表示看板等を設置する	
(2) 保守管理	
(3) 占用許可の更新	
(4) 苦情等への対応	
4. 添付書類（任意様式）記載例	• • • • • P9
① 配置予定図	
② 区・自治会の運用規程	
③ 承諾書	
④ 区・自治会での承認を得ていることがわかる書類	
★ 構造物等所有者や土地所有者の承諾書	

1. 地域防犯カメラの設置について

地域防犯カメラとは、市が防犯カメラを設置する基準に該当しない場所に区・自治会が設置する防犯カメラとします。

防犯カメラは、管理責任者の指定が必要であり、設置による機材の維持管理、画像などの管理や、各種トラブルの責任を負うこととなります。

また、管理責任者の交代等にあたっては、確実な引き継ぎが必要となります。

2. 地域防犯カメラ設置の流れ

地域防犯カメラの設置に際しては、その目的、設置場所、設置・維持管理に要する経費と方法、地域の同意や許可手続き等を理解した上で準備を進めていただく必要があります。以下の流れを参考として準備を進めてください。

（1）地域防犯カメラの設置に向けた準備

① 設置の目的を検討する

地域防犯カメラは、住民等が日常生活の中で行う目配りや気配りによる防犯の補助手段として設置するものであり、地域での防犯体制の見直しをした上で設置する必要性を検討しましょう。

犯罪の防止を目的として設置するため、田辺警察署生活安全課などにご相談いただき、効果的な設置場所や設置方法についてアドバイスをもらいましょう。

② 設置場所・撮影範囲等を検討する

まずは、申請者となる団体に所属する者が所有する土地を優先し、犯罪を防止するために効果的な設置場所（既設電柱等）を検討しましょう。

「京都府防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」を遵守し、どこに、どのような目的で設置するのかを明確にし、撮影範囲・設置台数は必要最小限にしましょう。

③ 設置場所の現場を確認する

警察などからもらったアドバイスを参考に、防犯上効果的な設置場所を選定し、現場の状況を確認しましょう。

④ 管理責任者を指定する

防犯カメラの設置者は、適切な画像の取扱い、情報の漏洩防止、画像の適切な保管などに配慮するため、管理責任者を指定することとします。

⑤ 設置費用・維持管理費用をふまえた機器を選定する

地域防犯カメラの設置費用については、複数の専門業者から見積もりを取り寄せるなどし、目的に沿った設置を検討しましょう。

また、設置後も適正な維持管理が必要となります。維持管理にかかる費用も確認しておくとともに、万が一、事件等があった際に警察等からの協力依頼に応じることができるよう、記録データの取扱いが設置団体で適切に行える機器を選定しましょう。

⑥ 配置予定図・設置運用規程を策定する

現場確認した内容等をふまえ、地域防犯カメラの配置予定図を作成しましょう。

また、「京都府防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」を遵守した設置及び運用が行えるよう、設置運用規程を策定しましょう。

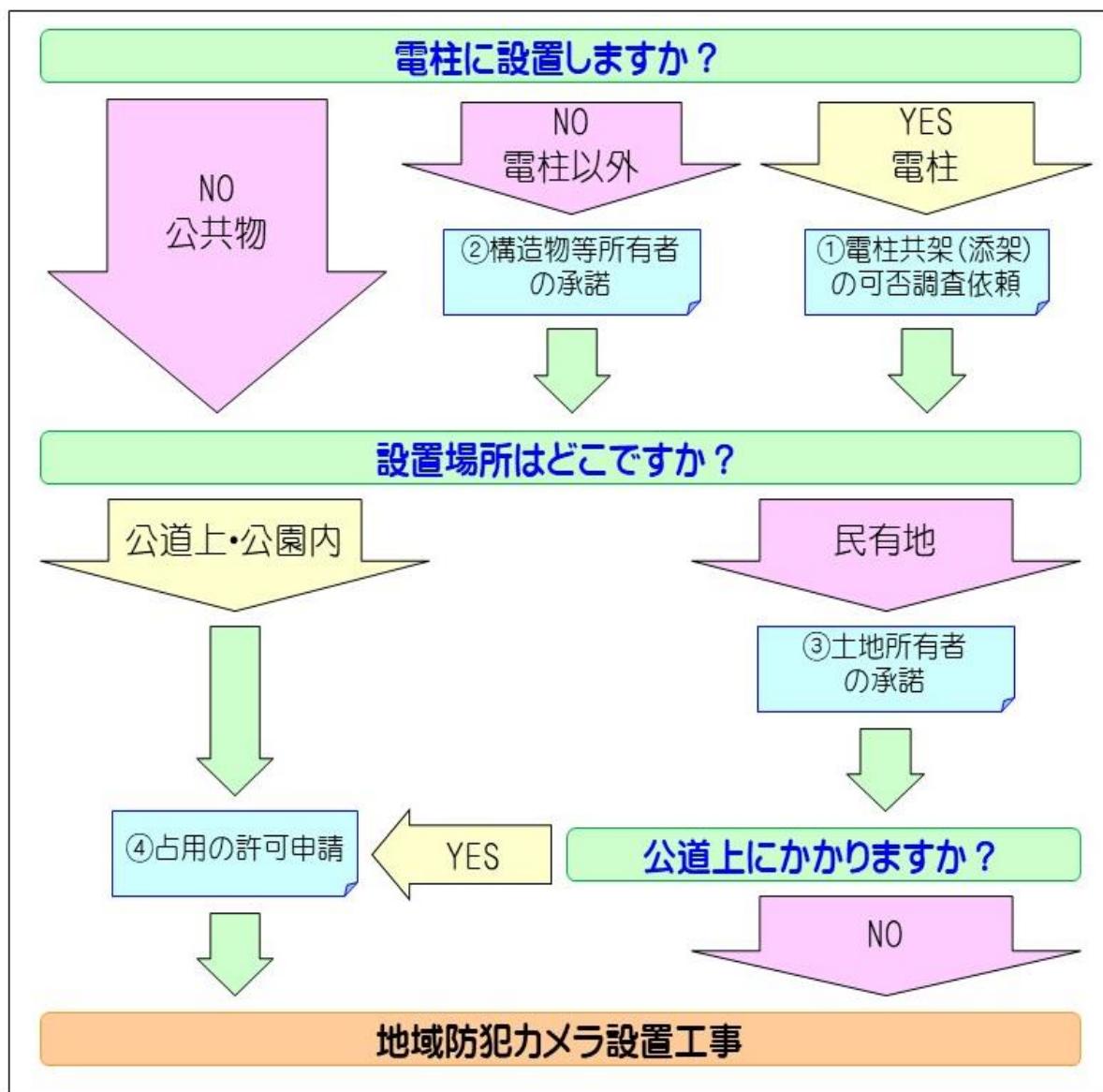
⑦ 地域の合意を得る

地域防犯カメラを設置するためには、①～⑥のステップで準備した内容を地域の方へ説明し、合意を得る必要があります。

また、撮影範囲に住宅や店舗等が入る場合は、それぞれに事前に説明し同意を得ておく必要があります。

（2）地域防犯カメラ設置場所の許可手続き

地域防犯カメラを設置する場所により、必要な手続きが異なりますので、以下を参考としてください（記載内容以外の手続きが求められる場合があります）。



① 電柱共架（添架）の可否調査依頼

電柱によって所有者が異なり、必要な手続きや費用も異なります。

また、事前に共架可否調査による判定を受ける必要がありますので、電柱の所有者に問い合わせた上で手続きを進めてください。

A : 関電柱の場合・・・関電サービス(株)共架センター

☎ 06-6672-6786

B : NTT 柱の場合・・・(株)NTT フィールドテクノ 添架グループ

☎ 06-6105-3384

② 構造物等所有者の承諾

電柱以外の構造物に地域防犯カメラを設置しようとするときは、その構造物等の所有者から承諾を得る必要があります。

③ 土地所有者の承諾

民有地に地域防犯カメラを設置する場合は、土地の所有者から承諾を得る必要があります。

設置場所が民有地内の電柱や構造物でも、防犯カメラ本体が公道上にかかる場合は、道路占用許可が必要になります。

④ 占用の許可申請

公道上及び公園（申請者が日常管理する街区公園）内に地域防犯カメラ本体や表示看板等がかかる場合は、管理者に占用許可を申請し、許可を受ける必要があります。

A：府道・・・京都府 山城北土木事務所 施設保全課

☎0774-62-0714

B：市道又は公園内・・・京田辺市

地域防犯カメラについて、次の書類（各1部）を準備してください

カメラについての相談は「安心まちづくり室 ☎64-1307」へ

⑦防犯カメラの仕様がわかるもの（カタログ等）

①防犯カメラの配置予定図

⑦区・自治会の運用規程の写し

①各カメラ撮影範囲内の居住者すべての承諾書

⑦防犯カメラの設置について区・自治会での承認を得ていることがわかる書類

★電柱共架（添架）の可否判定通知

★構造物等所有者や土地所有者の承諾書

※★は手続き上必要があった場合に添付してください

※防犯カメラの電源は設置者で確保してください

市が管理する道路の場合

占用許可申請に必要な、次の書類（各2部）を準備の上、協議してください

書類作成にあたっての相談は「施設管理課 ☎64-1342」へ

- Ⓐ 占用許可申請書
- Ⓑ 委任状（業者が協議する場合）
- Ⓒ 平面図（詳細な設置位置が分かるもの、支柱や配線ルート含む）
- Ⓓ 断面図（支柱や配線ルート含む）
- Ⓔ 施工時の安全対策図（交通規制図）
- Ⓕ 構造図（前項⑦と同じでも大丈夫です）
- Ⓖ 位置図及び現況写真（前項①と同じででも大丈夫です）

※その他必要に応じて記載内容以外の書類の提出を求める場合があります。

公園の場合

（当該区・自治会が日常管理を行っている街区公園が対象）

占用許可申請に必要な、次の書類（各2部）を準備の上、協議してください

設置に関する相談は「公園緑地課 ☎64-1344」へ

- ①公園占用許可申請書
- ②位置図（住宅地図等）
- ③平面図（公園内の設置場所が分かるもの。支柱や配線ルート含む。）
- ④断面図（支柱や配線ルート含む。）
- ⑤防犯カメラの構造図（支柱、引込柱等含む）
- ⑥設置場所の写真
- ⑦委任状（業者が協議する場合）
- ⑧施工時の安全対策図

※その他必要に応じて記載内容以外の書類の提出を求める場合があります。

（3）地域防犯カメラ・表示看板等を設置する

- ① 必要な手続きを行い、許可を受けた後、地域防犯カメラの設置を開始してください。
- ② 犯罪防止効果を高めるため、地域防犯カメラの設置完了に合わせて、地域防犯カメラが設置されていることを示す看板を見やすい場所に必ず設置してください。また、看板にはプライバシーの保護に対する配慮から、地域防犯カメラを設置していること及び設置者の名称を必ず表示してください。

3. 地域防犯カメラの維持・管理

地域防犯カメラ設置後、撤去するまで適切に管理してください。

（1）地域防犯カメラ設置運用規程の遵守

「京都府防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」に基づいた設置及び運用を適切に行えるよう、プライバシーの保護を図り、適切な取扱いに留意した設置運用規程を策定し、その規程を遵守してください。

（2）保守管理

- ① 地域防犯カメラは、設置表示看板を含め、屋外における長期間の使用による部品の劣化などにより、運用に支障をきたすだけでなく、落下の危険性や通行の妨げなど地域の安全を脅かす可能性があります。

機種の選定を行う際に、品質保証期間、故障時の対応、適切な点検の頻度や部品の寿命・交換等にかかる費用に加え、電気料金などの確認をしておくことが大切です。また、修繕に係る経費もあらかじめ見込んでおきましょう。

② 地域防犯カメラを設置したら、定期的に「作動しているか」、「破損はないか」など、業者による保守点検を行ってください。

（3）占用許可の更新

道路及び公園の占用許可期間には期限がありますので、撤去しない場合には更新手続きが必要となります。

更新手続きをされる場合は、更新申請時の「設置者」、「管理責任者」、「操作担当者」などを明記した「運用規程」を添付してください。

（4）苦情等への対応

設置者及び管理責任者は、地域防犯カメラの設置・管理に関する苦情や問い合わせに対して、誠実かつ迅速に対応することとします。

4. 添付書類（任意様式）記載例

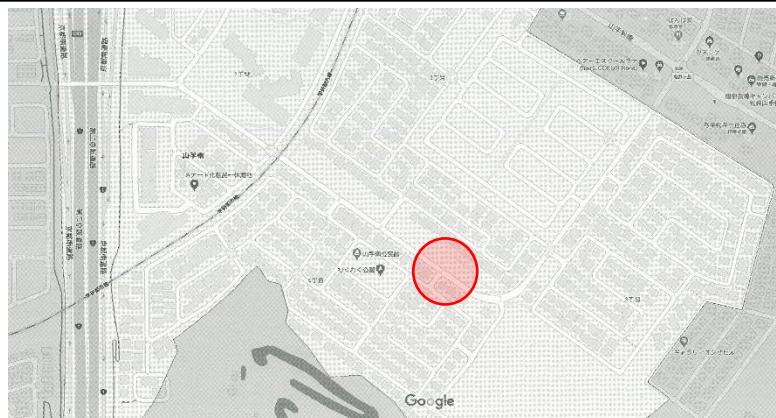
① 配置予定図

地域防犯カメラ配置予定図

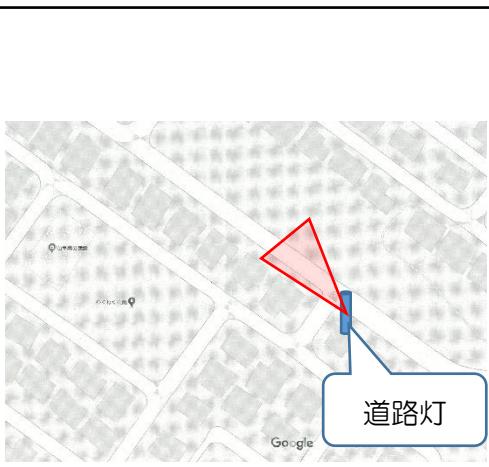
区・自治会名

設置予定場所 京田辺市

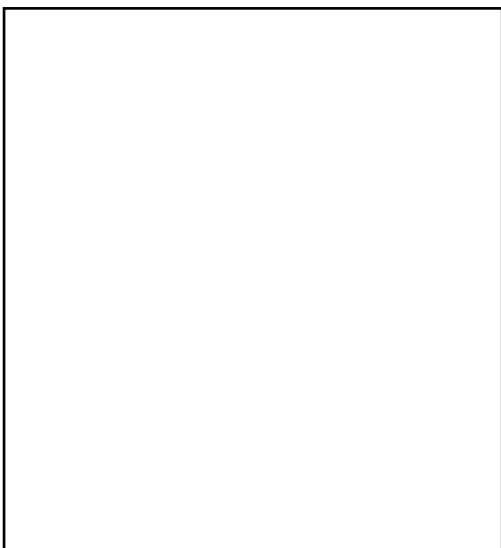
◎周辺図



◎拡大図



◎現場写真



② 区・自治会の運用規程

〇〇区（自治会）地域防犯カメラ設置運用規程（例）

1 目的

この規程は、〇〇区（自治会）が設置する防犯カメラに関して、「京都府防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」を遵守した上で必要な事項を定めることにより、プライバシー保護を図るとともに個人情報の適切な取扱いに留意し、〇〇区（自治会）における犯罪の防止を目的とする。

2 設置場所及び設置台数

京田辺市	地内
(1) 防犯カメラ	台
(2) 録画装置	台

3 設置者及び管理責任者等

(1) 設置者

【区（自治会名）・代表者名】

(2) 管理責任者

【役職名・管理責任者名】

(3) 操作担当者

【役職名・操作担当者名】

4 機器の操作及び画像の視聴の制限

機器の操作及び画像の視聴については、上記管理責任者又は操作担当者（以下「管理責任者等」という。）が行うものとし、他の者が行う場合、管理責任者の許可を得なければならない。

5 設置の表示

設置者は、防犯カメラの撮影区域又はその周辺に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者の名称を記載することとする。

6 画像の適正な管理

設置者は、画像について次のように取り扱うものとする。

(1) 画像の保護

- (ア) 画像記録装置又は記録媒体の保管場所は、管理責任者等が施錠を行う。記録媒体一体型防犯カメラ等については、施錠可能なケースで保護し、管理責任者等以外の者の持ち出しを禁止する。
- (イ) 画像を他の記録媒体へ複製又は送信する場合は、外部への漏えい等を防止するため必要な措置をとる。
- (ウ) 画像を他の記録媒体へ複製又は送信する場合は、その理由を記録に残すものとする。

(2) 画像の保存期間

保存期間は、〇〇日間とする。

保存期間を超えて特定の画像を保存する必要がある場合、理由を明確にした上で撮影日時、場所等と合わせて、その旨を記録に残すものとする。

(3) 画像の消去

保存期間が終了した画像は、上書き又は初期化などにより確実に消去する。記録媒体（記録媒体を内蔵している画像記録装置も含む。）を破棄する場合、画像の読み取り又は復元ができないよう処分する。

(4) 画像の加工禁止

画像は、撮影された状態のまま保存し、加工したものを保存してはならない。

7 秘密の保持

設置者及び管理責任者等は、防犯カメラの画像と画像から知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、それらを不当な目的のために使用してはならない。

このことは、設置者及び管理責任者等ではなくなった後においても同様とする。

8 画像の提供

管理責任者等は、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に画像を提供してはならない。

- (1) 法令等に定めがある場合。
- (2) 捜査機関から犯罪又は事故の検査目的で、文書により画像提供の要請を受けた場合。
- (3) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合。

なお、上記に基づき第三者に画像を提供する場合、設置目的に照らして必要性を慎重に判断することとする。

また、提供する際に相手方の身分を確認し、提供した日時、提供先、提供理由等を記録することとする。

9 問い合わせ等への対応

設置者は、防犯カメラに関する問い合わせ又は苦情（以下「問い合わせ等」という。）を受けた場合は、問い合わせ等の対象が設置目的又は設置運用規程に照らして適正な行為かどうかを判断し、誠実かつ迅速に対応する。

10 防犯カメラの保守点検と撤去

（1）保守点検

設置者は、防犯カメラに関わる機器を定期的に点検し、修理、修繕等を行い、情報漏えいや機器の落下などが発生しないよう管理する。

（2）撤去

設置者は、防犯カメラの運用を廃止する場合、責任をもって撮影装置や設置表示を撤去することとし、関係各所にその旨を届け出ること。

（附則）

この規程は、令和　　年　　月　　日から施行する。

① 承諾書

地域防犯カメラの撮影範囲に含まれることの承諾書

令和 年 月 日

撮影範囲居住者名 様

設置団体名

代表者名

印

地域の防犯活動に活用するため、防犯カメラを設置することを計画しています。

つきましては、下記のとおり防犯カメラを設置することに伴い、貴殿の居住している土地・建物の一部が防犯カメラの撮影範囲に含まれることとなりますので、ご承諾いただきますようお願い申し上げます。

また、貴殿が土地・建物の所有者でない場合は、土地・建物の所有者様にご説明していただきますよう、合わせてお願い申し上げます。

記

1. 設置場所 京田辺市

※別紙配置予定図のとおり

2. 設置台数 台

3. 設置時期 令和 年 月頃から設置

=====切り離し無効=====

上記の件について承諾します。

令和 年 月 日

住 所 : 京田辺市

氏 名 :

印

④ 区・自治会での承認を得ていることがわかる書類

〇〇区（自治会）定期総会 議事内容証明

1. 日 時 令和 年 月 日

2. 場 所 〇〇公民館

3. 議 題 議題〇〇号 地域防犯カメラの設置について

4. 議事結果

地域防犯カメラ設置の目的、設置場所、撮影範囲、台数、設置・維持管理費用について説明し、「京都府防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」に基づいて策定した「〇〇区（自治会）地域防犯カメラ設置運用規程」を遵守し、適切に設置及び運用することで了承を得ました。

令和 年 月 日

〇〇区（自治会）

区長（会長）

印

★ 構造物等所有者や土地所有者の承諾書

地域防犯カメラを設置することの承諾書

令和 年 月 日

設置場所所有者名 様

設置団体名

代表者名

印

地域の防犯活動に活用するため、防犯カメラを設置することを計画しています。

つきましては、貴殿所有の土地に防犯カメラを設置することについて、ご承諾いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 設置場所 京田辺市
※別紙配置予定図のとおり
2. 設置台数 台
3. 設置時期 令和 年 月頃から設置

=====切り離し無効=====

上記の件について承諾します。

令和 年 月 日

住 所 : 京田辺市

氏 名 :

印